

新宿区教育委員会会議録

平成20年第6回定例会

平成20年6月2日

新宿区教育委員会

平成20年第6回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成20年6月2日(月)

開会 午後 1時58分

閉会 午後 2時31分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長 木 島 富士雄

委員長職務代理者 白 井 裕 子

委 員 羽 原 清 雅

委 員 熊 谷 洋 一

教 育 長 金 子 良 江

説明のため出席した者の職氏名

次 長 渡 部 優 子

中央図書館長 小 柳 俊 彦

教育政策課長 濱 田 幸 二

教育指導課長 上 原 一 夫

学校運営課長 菅 波 健

副 参 事 齊 藤 正 之

教育施設課長 本 間 正 己

副 参 事 遠 藤 剛

書記

教育政策課管理係長 久 澄 聰 志

教 育 政 策 課 安 川 正 紀
管 理 係 主 査

教育政策課管理係 岩 崎 鉄次郎

議事日程

報 告

- 1 平成19年度新宿区教育委員会情報公開制度及び個人情報保護制度の施行状況について（教育政策課長）
- 2 （仮称）西新宿子ども園の施設整備について（幼保連携・子ども園等推進担当）
- 3 第20回西戸山地区中学校統合協議会について（教育施設課長）
- 4 新宿西戸山中学校建設説明会について（教育施設課長）
- 5 その他

開 会

木島委員長 ただいまから平成20年新宿区教育委員会第6回定例会を開会します。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしております。

本日の会議録の署名者は、白井委員にお願いします。

報告1 平成19年度新宿区教育委員会情報公開制度及び個人情報保護制度の
施行状況について

報告2 (仮称)西新宿子ども園の施設整備について

報告3 第20回西戸山地区中学校統合協議会について

報告4 新宿西戸山中学校建設説明会について

木島委員長 それでは、本日は議案がございませんので、事務局から報告を受けます。報告1から報告4までについて一括して説明を受け、質疑を行います。事務局から説明をお願いします。教育政策課長、お願いします。

教育政策課長 それでは、私のほうは報告1番でございます。

平成19年度の教育委員会がかかわりました「情報公開制度と個人情報保護制度の施行の状況について」報告をさせていただきます。

この時期について報告する理由でございますけれども、個人情報保護条例と、それから情報公開条例、これにつきまして区長が実施機関、これは教育委員会もその実施機関の1つでございますが、6月末までに区長が各機関から報告を受けて公表することになってございますので、その前に教育委員会に報告するものでございます。

それでは報告の1番、1枚あけていただきまして、まずは情報公開制度のほうでございます。1番の公文書の公開請求関係でございますが、この19年度につきましては3件ございました。請求の対象者については、在勤者が1名、在学者が1名、それから任意公開申出として1名でございます。それに対する決定関係については、すべて部分公開ということで3件になってございます。

その内訳でございますが、その下のちょうど真ん中あたりでございます。1番目については、淀橋第四小学校関係の教育財産使用許可の申請書関係ということでございまして、これは郵便局の関係の郵便ポストがその対象になっているものでございます。

それから2番目については、生涯学習振興課のほうで、女神湖高原学園の、この19年度における現指定管理者が実際に、これは16年度に応募したときの書類一式という形で請求が出てございます。

それからもう一点については、同じく生涯学習振興課のほうで、これは在勤者の方から新宿区立新宿スポーツセンターの事業計画ということで、これについては17年度にその事業計画に出ていたものについての要求ということでございます。非公開部分についてはそこに記載のとおりでございまして、個人情報関係と法人情報ということで支障があるものということで、公開はできないものというふうになっているものでございます。

それから、続きまして下の2番のところでございますが、異議申立ての処理状況でございます。これにつきましては、1件だけでございまして、新規の案件はございません。中央図書館の関係で、平成8年から平成16年までの中央図書館の職員配置表ということで要求がございまして、異議申立てが17年4月25日でございまして、審議会の答申を受け、19年度の8月7日付で決定を受けたものでございます。審議会の答申も原処分を妥当としまして、今回、その内容について、決定についてもそれを尊重する形で棄却という形になってございます。

内容的には平成8年から平成14年度までの間につきましては、その職員配置表について、保存年限の期間というのが1年間ということがございまして、既にその処分、その文書がないということから、不存在であるということから部分公開にしたものでございます。

続きまして、次のページでございます。今度は個人情報保護制度関係でございますが、3番の自己情報開示請求の状況から、5番の自己情報利用停止請求の状況、これにつきましては19年度、請求件数はございまして、ゼロになってございます。

それから、6番の異議申立ての処理状況でございます。これにつきましては、全体で12件ということでございますが、19年度新規に上がった異議申立ての案件についてはゼロでございます。教育指導課関係につきましては、1から4番までということでございます。これにつきましては、成績一覧表関係についての、請求者の評価に関する部分と、請求者に関する部分ということでございまして、請求者の部分についての利用停止部分については、利用の停止、それから消去、それから提供の停止ということで3種類に分けて利用停止を求めているものと、評価に関する訂正を求めるものということで、これは同一人物について要求があったものでございまして、異議申立ての年月日が18年8月2日にございまして、審議会の答申を受け、処分としては、これは成績一覧表の件でございますが、これにつきましては都立高等学校を受験しようとする卒業予定者がいる中学校が作成するものでございまして、当該中

学校の第3学年の生徒全員について、各生徒の教科ごとの観点別学習状況の評価及び評定を記載するものでございます。これと実際に受験者が出してきた調査内容等の確認に使うものでございます。

成績一覧表につきましては、中学校に返すもの、それから都の教育委員会に提出するもの、それ以外に区の教育委員会が保存するものに分かれてございまして、区が保存するものについては1年の保存期間がございましたので、これについては文書の発成年次が平成15年度ということで、既にもう17年に廃棄をしておりますので、理由としては文書が存在ということで、非訂正、非利用停止という形での決定をさせていただき、要求については棄却という形で処分妥当というふうに考えてございます。

続きまして、その5から12まででございますが、こちらにつきましては、これも特定の1の方が中央図書館に対してと、それ以外に教育委員会として保存している文書という形での開示請求でございました。

内容的には記載のとおり、大きく4種類の要望内容になってございます。これにつきましては、異議申立てが平成17年の4月と5月という形で、実際に審査会の答申が18年の10月、処分については非公開にすることについては文書が存在しないということから非公開になってございます。それについて処分を妥当とし、異議申立てに対する決定については、教育委員会としては19年8月3日に棄却という形を出させていただいております。

理由については、相手方が要求する内容については、具体的にその請求の件名から合理的に判断しまして、その文書内容についてはいろいろございますが、文書保存期間の設定基準によりますと、1年、それから3年、それから5年ということで、既にどの文書につきましても、請求内容から考慮しますと、既にもう廃棄しているということから、文書は存在しないということで非開示という形の処分をさせていただいているものでございます。

続きまして、4ページでございます。

4ページにつきましては、個人情報の業務登録の状況でございます。19年度におきましては、678件ということで、18年度と比べますと、9件減になってございます。この主な理由につきましては、19年4月1日に四谷小学校、それから子ども園が新設されました。その関係と、逆に言いますと、その以前の四谷第三小学校幼稚園、それから、四谷第一小学校、それから幼稚園関係について、増減に文書が載っているものでございまして、トータルとして9件の減という形になってございます。それが主な理由でございます。

ずっと行っていただきまして、次が19ページでございますが、個人情報ファイル登録の状

況でございます。個人情報ファイル登録関係については、登録数が41件ということで、前年の18年と比べますと、4件プラスということでございます。これにつきましては、私立幼稚園の関係が19年度から区長部局から教育委員会に移行したものが2件と、子ども園の設置関係で2件ということで4件ふえているものでございます。

それから、もう一枚めくっていただきまして、21ページでございます。

業務委託の状況ということでございまして、これに関しましては、19年度は19件、前年度と比べると2件ふえてございます。これはその一覧表の6と7番のところ、「しんじゅくの教育」のところでございますが、これがちょっと記録漏れがございまして、この2件を追加して件数がふえてございます。

それから、もう1ページめくっていただきまして、23ページでございます。

10番の目的外利用の状況でございますが、これについては利用がございません。

それから、11の外部提供の状況でございますが、19年度は1件でございます。内訳はそこでございますように、教育指導課が保有する情報でございまして、外部提供の理由につきましては、そこでございますように、特に内容が悪質で社会的反響が大きな問題行動並びに複数の学校の児童生徒や非行集団・不良グループが関係した問題行動の事案ということで、その犯罪性のおそれがあるものということ限定した上で外部提供してございます。外部提供の個人情報の項目は記載のとおりでございまして、根拠につきましては、これは警察との間で結んだ協定に基づいているということで所轄の警察署に提出してございます。

12番につきましては、電子計算機の外部結合の状況についてはございません。

それから次のページ、24ページでございますが、指定管理者の導入施設一覧でございます。これは18年度と変更はございませんで、全体で22件になってございます。

それから14番、最後のページでございますが、個人情報を取り扱う事務への実習生受け入れ状況ということでございます。受け入れの課としては3課、これは前年度と同様でございます。項目については、ここにあるものの5項目以外に前年度は社会教育主事取得のための社会教育実習というものが18年度はございましたが、19年度はその実績がございませんでしたので、それを除いた5項目という形になってございます。以上でございます。

木島委員長 どうぞ。

幼保連携・子ども園等推進担当 幼保連携・子ども園等推進担当でございます。

私のほうからは、2番の「(仮称)西新宿子ども園の施設整備について」御説明申し上げます。

(仮称)西新宿子ども園については、昨年6月の施設活用検討会におきまして、西新宿幼稚園の建物を改修・増築して活用するという園舎整備の方針を策定し、その後、議会や両園の保護者、近隣の私立幼稚園等への説明を行った上で、ことし1月に第一次実行計画として事業化をしております。

また、その間、園舎設計に当たりましては、先行する四谷子ども園の職員に対して、園舎の使い勝手に関するアンケート調査を行うとともに、西新宿幼稚園と西新宿保育園、両園の職員によるプロジェクトチームを立ち上げまして、検討を進め、19年度末に子ども園建設の基本計画を策定してきたところでございます。しかしながら、今年度に入りまして、総務部施設課で園舎設計の契約に当たりまして、既存園舎の増築に関して建築基準法の適用を改めて精査したところ、増築できる面積に制限があるとの報告を受けたことから、今回新築3階建て案についての検討を重ねてまいりました。その検討過程におきまして、これまで幼稚園の認可上、3階建ての園舎は認められておりませんでした。認定子ども園となる場合であって、幼稚園機能を1、2階に配置し、2階に出入り口を設ける、今回、そのような3階建ての園舎設計を考えているわけでございますが、3階からの安全な避難経路を確保するなどの保育環境や安全対策等に配慮した西新宿の園舎整備に関しましては、幼稚園、保育園の認可子ども園の認定上、支障がないとの回答を東京都のほうから得られたことから、今回、(仮称)西新宿子ども園の施設整備の手法、既存園舎の改修・増築による2階建てから、新築3階建て案に変更するというものでございます。

2枚目に添付してあります配置図をごらんください。今回、このような状況に至った理由について、もう少し詳しく御説明したいと思います。

上段が増築・改修2階建て案でございます。下段が新築の3階建て案になっております。昭和56年以降、現行の建築基準法に適合していない施設を既存不適格建物というふうに呼んでおりますが、これまでは、この既存不適格建物に関しましては、増築をすることができなかったものでございます。しかしながら、17年の改正に伴いまして、一定の耐震性を確保することによって、既存面積の2分の1まで増築することが認められることとなったことから、これまでこの西新宿子ども園の園舎整備につきましては増築案で考えてきたところでございます。

しかしながら、今回何が不適格となったかと申しますと、こちらの西新宿小学校、それから幼稚園につきましては、そこに配置がございまして、小学校棟、それから屋内運動場、さらに幼稚園棟という3つの棟で構成されております。これまで建築申請に関しましては、小

学校と幼稚園棟を一体の建物として申請がなされていたことから、今回の増築に関しましては、この両方を合算した面積の2分の1まで増築することが可能であろうという考えでありました。しかしながら、建築基準法、今回の改正の同法の適用につきましては、改めて精査しましたところ、これはそれぞれ別棟になっている建物であるところから、それぞれの棟、つまり今回であれば幼稚園棟の既存面積の2分の1までということが判明したことから、これまで積み重ねてまいりました子ども園の必要面積、約1,300平米の確保が困難であるということが判明したものでございます。

また、増築改修案では、増築する部分に講堂から校庭に至るスロープ、これはちょうど図面で申し上げますと、「既存スロープ撤去」と書かれているところでございます。それと、小学校の記念樹が、これはちょうど2本かかっておりますが、記念樹を含む樹木があり、それぞれ移設及び移植が必要でございました。スロープは隣接する旧淀橋第二中学校のグラウンド西側に移設を考えておりました。これはグラウンドの下のほうに「スロープ新設」と書かれているところでございます。その影響としましては、グラウンドの使用可能面積の減少、それと工事期間中のグラウンドの使用制限、また、スロープが講堂に面する部分に都バスと京王バスが現在使用しておりますバス停がございますが、これも移設を必要としておりました。

また、樹木の移植に関しましても、記念樹のケヤキは大木であることから移植が難しく、桜などは移植後に枯れてしまう可能性もあり、保護者や周辺住民からの、樹木を残してほしいとの声も聞いていた次第でございます。今回、新築案に変更することで、増築・改修案では課題としておりましたスロープの移設、並びに樹木の移植等、これらのことをせずに園舎整備が可能となるものでございます。

なお、今回の手法の変更に伴いましてですが、工事期間につきましては、特に変更はなく、開設につきましては予定どおり平成23年4月を目途に開設が可能となるものでございます。また、今後議会への報告などを経て、両園の保護者や施設利用者、あるいは近隣関係の施設への周知、説明を順次行ってまいりたいというふうに考えております。

なお、資料の裏面にございます、工期につきましては、現在想定している工期ということで、あくまでも予定でございます。契約に関しましては、これから今年度、園舎の設計委託、それから来年度、建物の解体、それから新築工事という運びで進めていく次第です。なお、仮園舎の工事期間中の幼稚園児さんの仮園舎につきましては、ことし夏休み、7月、8月に西新宿小学校内の教室をお借りしまして、仮園舎として整備をし、今年度末、春休みの期間

中に引越しを行い、来年度、一応4月8日の始業式から小学校内の仮園舎に移行していくという予定で考えております。

以上です。

木島委員長 どうぞ。

教育施設課長 それでは、私のほうからまずは報告3「第20回西戸山地区中学校統合協議会について」御報告いたします。

開催日時は5月12日でございます。これは平成20年度においては初めての会合ということでございます。場所及び出席者は記載のとおりでございます。

4の開催内容でございます。(1)議事でございます。

モニュメントについては、現在、旧西戸山中にある記念樹、植樹の碑、レリーフなどを新校に移設するかどうかについて議論をいたしました。主な意見等は記載のとおりでございます。この会議では結論は出ず、検討中ということになっております。この後、教育委員会事務局と関係者によって、解体工事前、いわゆる7月前には結論を出すということになっております。

(2)報告事項でございます。

新メンバーの紹介及び今までの経緯の説明を行いました。新メンバーはPTA役員4名の方でございます。

実施設計の進捗状況についてでございます。6月中旬を目途に実施設計を完了する予定でございます。

今後のスケジュールでございます。この当日に紛争予防条例に基づく住民説明会を同じ西戸山小学校で開催いたしました。イです。解体工事ですが、7月上旬から12月末までの間に実施します。工事前には住民説明会を開催する予定でございます。ウの樹木移設ですが、平成21年1月から3月の間で行います。エの新校の建設工事ですが、平成21年6月から22年12月末で行います。やはり工事前には住民説明会を開催する予定でございます。オの平成23年1月から3月の間で備品等搬入と引越し作業を行い、平成23年4月に開校するというところでございます。

続きまして、報告の4でございます。

「新宿西戸山中学校建設説明会について」でございます。同日、5月12日の午後6時から7時に開催いたしました。場所は記載のとおりでございます。この目的は「新宿区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」に基づいた住民説明会でございます。

出席者は地域住民の方4名でございました。

主な質疑でございます。

1つ目は屋上で生徒たちが遊ぶことはあるのかということです。これに対しては、屋上は室外機等の機械を設置するため、業者がメンテナンスのために出入りすることはありますが、原則として子どもが遊ぶことはありません。

2番目の質問として、建築後は今より居住環境が悪化することはないのかということです。これに対しては校舎北側の都営住宅に配慮し、新校舎は北型を低層棟にします。日照は現在よりもよくなるはずだと答えております。

3番目の質問として、新校舎には地域開放ゾーンが多くあるが、どのように運営されるのか、これに対して、地域開放は生涯学習コミュニティ課が学校施設活用委員会を立ち上げ、運営方法を考えていくことになりましますということでした。

4番目の質問として、このような説明会をもっと広範囲に周知するべきではないかと、この説明会は「新宿区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」に基づいて、計画建築物の高さの2倍と電波障害を受ける範囲に周知したということで、いわゆる限定的に範囲をして、開催しているということでございます。今後は、解体工事や新築工事の場合には、その前にはトラック等の搬入や搬出経路等を含め、もっと広範囲の区民の方に説明をいたしますというふうにお答えしております。

以上でございます。

木島委員長 説明が終わりました。

報告1について、御質疑のある方はどうぞ。

これは今、御説明のあったように、異議申立てに対する決定ということで、特別その後のトラブルはないわけですね。

教育政策課長 2ページ目の教育指導課関係の成績一覧表の件でございますが、これにつきましては、18年度で都と区と、それから在籍していた中学校について、この方は損害賠償の請求を提訴されたということ聞いてございます。

木島委員長 わかりました。

ほかに。

どうぞ、羽原委員。

羽原委員 直接関係ないのですが、ちょっと教えてください。

これは総務省の統計もそうなのですが、情報公開の法令をよく見てきていないのですが、

この公開決定等件数の存否応答拒否、この存否、文書なり情報があるなしも答えないというのは一般的にはどういうケースをいうのですか。

教育政策課長 文書が廃棄等によりまして、実際に保有していないという実態がございますと、それが情報公開として私どもが提供できる文書を保存していないという形になりますので、不存在ということで非開示という形になってございます。

羽原委員 存否だから、なければないと、処分したとか、期限切れで応答拒否なんですかね。
木島委員長 どうぞ。

教育政策課長 請求内容がその文書の公開という形での請求でございますので、理由の中には不存在という理由を明示した上で、それに対しては答えられないということで非開示という形をとっています。

羽原委員 わかりました。

木島委員長 ほかに。

ほかに御質問がなければ、次に報告2について御質疑のある方はどうぞ。

ございませんか。

特にないようですので、それでは次に報告3について御質疑のある方はどうぞ。

これは、統合協議会というのは、大変御苦労なさっていると思いますけれども、それに関してはもう問題はないわけですね、統合ということで。はい。わかりました。

教育施設課長 統合協議会に関しては、20回目を迎えて円滑に運営はされているということでございます。

木島委員長 ありがとうございます。御苦労さまです。

何か御質問。

ほかに御質問がなければ、次に報告4について御質疑のある方はどうぞ。

これは当然、もう新しく、前に都営住宅が建て直しされましたよね。そのところに入っている方なんでしょうけれども、いわゆる中学校が改築されるという説明を受けなかったということがここに質問で出ていますよね。これは実際に説明されなかったんですか。

どうぞ。

教育施設課長 前の都営住宅の入居が昨年度の建設説明会の後だったということです。入居がつい最近に行われてということなので、最近、入居された方は以前のは聞いていなかったというようなこともありました。そういうことでこういうような御意見があったということです。ですから、新たに入居された方に対しても、今回はこのように説明をしたということ

でございます。

木島委員長 わかりました。

ほかに御質問がございますか。

特に御質問はございませんね。

報告 5 その他

木島委員長 ほかに御質問がなければ、本日の日程で「報告 5 その他」となっていますが、事務局から報告事項はありますでしょうか。

教育政策課長 本日はございません。

閉 会

木島委員長 それでは、報告事項は以上で終了といたします。

本日の教育委員会は以上で閉会といたします。

御苦労さまでした。

午後 2時31分閉会